

循環型社会形成推進地域計画 浄化槽

高森町 循環型社会形成推進地域計画

高森町

平成28年12月8日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

◎ 対象となる地域（対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口）

対象市町村名 高森町

面積 166.52km²

人口 6,743人（平成28年4月1日現在推計人口）

過疎地域に該当

※ 対象地域図（資料として添付）

(2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本町では、一級河川・白川・五ヶ瀬川・大野川の上流に位置し生活排水処理の必要性が極めて高いといえる。

豊かな自然環境に配慮したまちづくりを推進するため、し尿及び生活排水について合併処理浄化槽の普及に努め河川の水質保全に取り組む。

家庭系廃棄物については、分別収集の必要性を周知しごみの減量化、リサイクル化を推進し、ごみカレンダー等で周知し循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を図る。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 生活排水の処理の現状

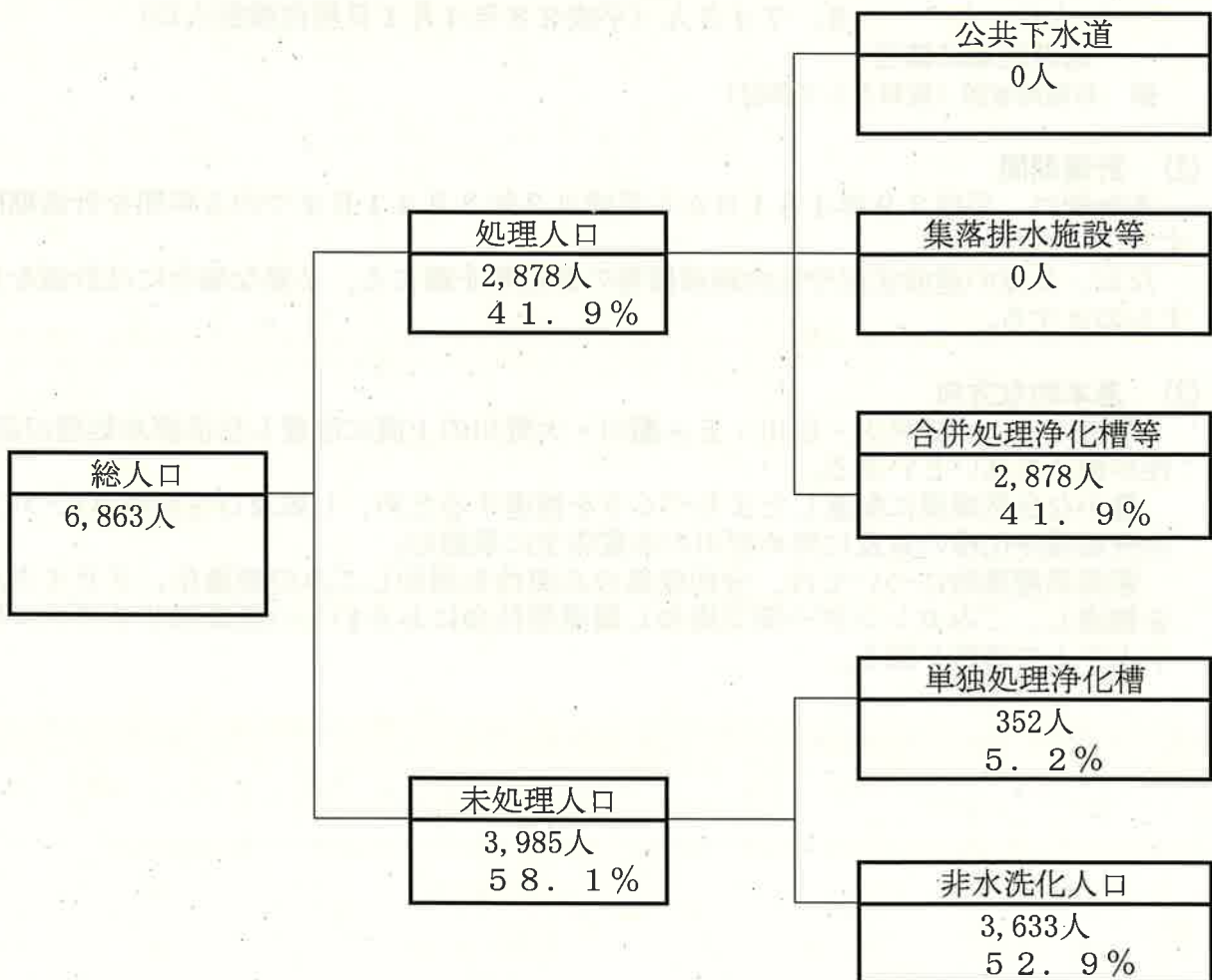
生活排水は、人が日常生活を行う過程で発生させる汚水であり、大きく分けてし尿または水洗便所排水と、台所排水、洗濯排水、浴室排水等の生活雑排水から構成される。生活排水を処理する施設は、水洗便所排水生活雑排水を処理する「合併処理浄化槽」、水洗便所排水のみを処理対象とする「単独処理浄化槽」、汲み取りし尿を処理する「し尿処理施設（阿蘇広域行政事務組合）」で行われている。

なお、し尿処理施設では、汲み取りし尿のほかに浄化槽（合併、単独）から排出される汚泥（浄化槽汚泥）が処理されている。

平成26年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で6,863人であり、水洗化人口は、2,878人、汚水衛生処理率41.9%である。

し尿発生量は1,337kL/年、浄化槽汚泥発生量は、2,560KL/年であり、自家処理を除いた処理・処分量（=収集・運搬量）は3,897KL/年である。



(2) 生活排水処理の目標

(単位：人)

	平成26年度実績	平成33年度目標
総人口	6,863	6,600
公共下水道	0	0
農業集落排水施設等	0	0
合併処理浄化槽等	2,878 41.9%	3,687 55.9%
未処理人口	3,895 58.1%	2,913 44.1%

3. 施策の内容

(1) 地域の特性に応じた汚水処理施設の整備

地域住民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るうえでし尿や浄化槽の汚泥の衛生的な処理が極めて重要であり、地域の特性を踏まえた整備を行う。

(2) 浄化槽の整備

浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置補助を推進する。

合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、設置者に対して保守点検、法定検査、清掃などの指導・啓発を推進する。

工場、事業場及び接客業を営む大型合併処理浄化槽については、公共用水域への影響が大きいことから、町として、改築の指導、助成を行う。

(3) 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進める。

(4) 排出削減の推進

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 可燃、不燃ごみは、指定袋による有料収集を行う。
- ・ ごみステーション設置補助

(5) し尿・汚泥処理

- ・ 搬入量の減少に伴う効率的な運転や搬入量に見合った整備
- ・ 汚泥等の資源化を促進するとともに、省エネルギー、再資源化を図る。
- ・ し尿等の収集量の減少に見合う収集運搬体制の見直し。
- ・ 浄化槽清掃・収集運搬業者に対し、適切な指導を行い、処理の適正化に努める。

(6) 最終処分場

・ 各排水施設から発生する汚泥、焼却灰等の最終処分物を適正に処分するために最終処分地の確保を図る。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、熊本県及び地域（保健所）別連絡協議会を開催し、意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに協議会を開催し、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。